<参考様式3>

時間単価算出のための人件費対象者賃金台帳

▭ に給与および賞与等の文字・データを入力して下さい。
原則2013年4月～2014年3月に入力。

年齢は左端の月末時点

事業者名：○○○○株式会社
所　属：開発設計
氏　名：甲　太郎
生年月日：昭和42年1月21日　46歳

赤枠内入力漏れ注意!!
(事業者名漏れが多くあります)

※年齢確認
式が入っています。

賞与の列(N列)は、移動・削除しないで下さい!!
N列は、2013年9月～2014年2月までの賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

賞与の列(G列)は、移動・削除しないで下さい!!
G列は、2013年8月までの賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

賞与の列(R列)は、移動・削除しないで下さい!!
R列は、2014年3月～2014年5月までの賞与が入力できます。
賞与は、月々の給与と異なる式になっている為、
列の移動・削除で式が部分的に壊れる場合があります。

残業代は、**総支給額**に含めないで下さい。

■ 年間総支給額

直近1年(例)	項目	2013年4月	5月	6月	賞与	7月	8月	9月	10月	11月	12月	賞与	2014年1月	2月	3月	賞与	4月	5月	合計
基本給・賞与	基本給・賞与	300,000	300,000	300,000	500,500	300,000	300,000	300,000	300,000	300,0	300,000	500,500	300,000	300,00	300,000				4,601,000
家族手当	家族手当	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000												50,000
住居手当	住居手当	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000												50,000
通勤手当	通勤手当					23,260							23,260						
役付手当																			
職階手当																			
皆勤手当	皆勤手当	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	10,000				
能率手当	能率手当																		
																			0
																			0
																			0
																			0
	総支給額	330,000	330,000	330,000	500,500	353,260	330,000	310,000	333,260	310,000	310,000	500,500	333,260	310,000	310,000	0	0	0	4,890,780 ①
健康保険料	標準報酬月額	410,000	410,000	410,000		410,000	410,000	440,000	440,000	440,000	440,000		440,000	440,000	440,000				
厚生年金保険料	標準報酬月額	410,000	410,000	410,000		410,000	410,000	440,000	440,000	440,000	440,000		440,000	440,000	440,000				

労災保険率は各事業所の労災保険料率を記載すること。　　厚生年金保険料率も同様(毎年9月に料率変更)
40歳以上65歳未満が対象　　【介護保険料率：7.75/1,000、2014年3月～：8.6/1,000】 健康保険組合の場合は、その料率

■ 年間法定福利費(事業主負担分)

直近1年	保険料率		2013年4月	5月	6月	賞与	7月	8月	9月	10月	11月	12月	賞与	2014年1月	2月	3月	賞与	4月	5月	合計
健康保険(12年3月から)	1000分の	49.850	20,439	20,439	20,439	24,925	20,439	20,439	21,934	21,934	21,934	21,934	24,925	21,934	21,934	21,934				305,583
健康保険	1000分の	0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
厚生年金基金(賞与)(13年8月まで)	1000分の	0.000				0							0							
厚生年金基金(13年8月まで)	1000分の	0.000	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0				
厚生年金保険(13年8月まで)	1000分の	83.830	34,370	34,370	34,370	41,915	34,370	34,370												
厚生年金基金(賞与)(9月から)	1000分の	0.000				0							0							
厚生年金基金(9月から)	1000分の	0.000	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0				
厚生年金保険(9月から)	1000分の	85.600							37,664	37,664	37,664	37,664	42,800	37,664	37,664	37,664				
介護保険(12年3月から)	1000分の	7.750	3,178	3,178	3,178	3,875	3,178	3,178	3,410	3,410	3,410	3,410	3,875	3,410	3,410					
介護保険(14年3月から)	1000分の	8.600														3,784				
雇用保険	1000分の	8.500	2,805	2,805	2,805	4,254	3,003	2,805	2,635	2,833	2,635	2,635	4,254	2,833	2,635	2,635				
労災保険	1000分の	3.000	990	990	990	1,501	1,059	990	930	999	930	930	1,501	999	930	930				
労災保険	1000分の		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
児童手当拠出金	1000分の	1.500	615	615	615	750	615	615	660	660	660	660	750	660	660	660				9,195
計			62,397	62,397	62,397	77,220	62,664	62,397	67,233	67,500	67,233	67,233	78,105	67,500	67,233	67,607	0	0	0	939,116 ②

介護保険、雇用保険、労災保険は、元の表に料率が入力されていない為、
入力漏れが多く見られます。

下段は、事業主負担の法定福利費を時間単価の計算で加味するものですが、
従業員負担の料率で記入される間違いが多くあります。
※雇用保険は折半ではない為、注意!!

●雇用保険は、4/1現在64歳以上の人は免除される為、0となります。

●介護保険は、誕生日で自動判定されない為、40歳になる誕生日の前日の属する月より
入力して下さい。

※介護保険料率は、該当者のみ入力(誕生月に注意!!) ☞ 【参考】の(A)参照下さい!!
※労災保険の料率は、業種によって異ります。

■ 年間理論総労働時間

③ 年間理論総労働時間
1,904.000 時間

■ 人件費時間単価

① ↓年間総支給額　② ↓事業主負担の法定福利費　③ ↓年間理論総労働時間

(4,890,780 + 939,116) ÷ 1,904.000 = 3,061 円

1円未満切り捨て

5,000円超の場合は
右記の通り　3,061 円

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金補助金に係わる標記の研究開発従事者の給与実績は上記の通りであることを証明します。

平成26　　月　　日　　名称(社名)　：　○○○○株式会社　　部署・役職氏名　：　総務部長　経済　洋子　印

← 赤枠内の入力・押印漏れに注意!!
社名が入力されていないケースが多くあります。

【参考】

健康保険	●健康保険標準報酬月額×健康保険の料率 3月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。
厚生年金	●厚生年金保険標準報酬月額×厚生年金保険の料率 9月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。
介護保険	●健康保険標準報酬月額×介護保険の料率 3月から料率が変わる。 標準報酬月額が9月から変わる。 賞与計算は標準賞与額を使う。 40歳の誕生日の前日が属する月から介護保険料がかかる。
雇用保険	●総支給額×雇用保険料率 4/1現在64歳以上の人は、雇用保険料=0になる。 (被保険者でも)
労災保険	●総支給額×労災保険料率
児童手当拠出金	●厚生年金保険標準報酬月額×児童手当拠出率 賞与計算は標準賞与額を使う。

■参考(標準賞与額とは)・・・
賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額(税引前の総支給額)から1,000円未満を切捨てた額を「標準賞与額」とし、
その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額。(保険料は事業主と被保険者が折半で負担)
※Excel上では1,000円未満を切捨てた式になっている為、意識する必要はありません。標準賞与額の上限を超える場合は注意!!

＜標準賞与額の上限＞
健康保険 ⇒ 年度の累計額540万円(年度は毎年4/1から翌3/31まで)。
厚生年金保険 ⇒ 1か月あたり150万円。同月内に2回以上支給される時は、合算した額で上限額が適用されます。

(A)

●介護保険料の事業主負担分があるのは、40歳の誕生日の前日が属する月から
2013年に40歳になるのは・・・1973年(S48)生まれの人
2014年に40歳になるのは・・・1974年(S49)生まれの人
※生年月日で自動判定されない為、注意!!
特に1日生まれの人は、前月から加入となる為、注意!! ☞ 5/1で40歳になる人は、前月の4月より加入となります。

●雇用保険が4月から0になるのは・・・
2013(H25)年4月～は、1949年(S24)4/1以前生まれの人
2014(H26)年4月～は、1950年(S25)4/1以前生まれの人
※生年月日で自動判定されない為、注意!!

※介護保険は、医療保険に加入していることが条件

年齢	社会保険
40歳未満	健康保険 厚生年金保険
40歳以上65歳未満	健康保険 厚生年金保険 介護保険(第2号被保険者)
65歳以上70歳未満	健康保険 厚生年金保険 介護保険(第1号被保険者)
70歳以上75歳未満	健康保険 介護保険(第1号被保険者)
75歳以上	後期高齢者医療制度 介護保険(第1号被保険者)

年齢	労働保険
4/1現在で64歳未満	労災保険 (雇用保険)
4/1現在で64歳以上	労災保険